

社会福祉法人筑和会評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人筑和会の評議員並びに役員の報酬等について定めるものとする。

(評議員会及び理事会の出席報酬)

第2条 評議員が評議員会に出席したとき及び理事が理事会に出席したときは、別表1に基づきそれぞれの報酬を支払うことができるものとする。

2 報酬は現金で支給する。

(監事の報酬)

第3条 監事が評議員会及び理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができるものとする。

2 監事が評議員会及び理事会に出席した以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬を支払うことができるものとする。

(適用除外)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改 廃)

第5条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

平成29年4月1日より施行する。

別表1（日額）

名 称	報 酬（※）
評議員会出席報酬	5,000円
理事会出席報酬	5,000円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする

別表2（日額）

名 称	報 酬（※）
監事監査指導報酬	5,000円

※上記の額に源泉徴収税額による課税額を加算した額を報酬額とする